

### 3 ものづくりのまち、日立



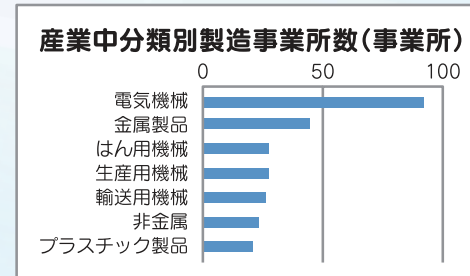
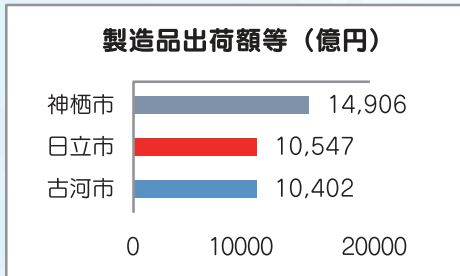
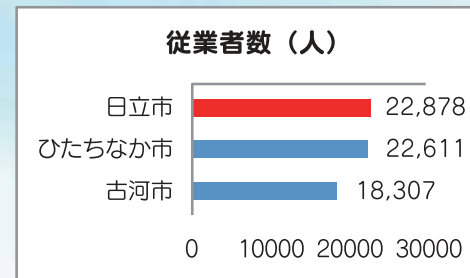
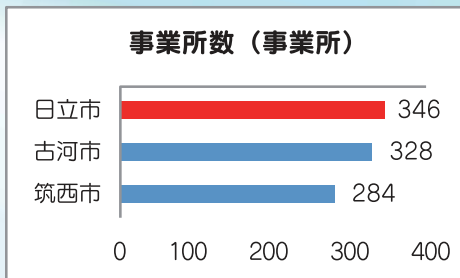
【平成30年工業統計調査】

#### 日立市を支える製造業

#### 日立のものづくり技術が 県内産業をリード！

日立市は、(株)日立製作所を中核とする「日立グループ企業」とJX金属(株)などの機械金属等の業種を中心とする高い品質力をもった企業により産業集積が形成されており、多くの事業所が操業しています。

市内には、高度な基盤技術を持った多くの企業が集積し、産業誕生100年の歴史の中で脈々と受け継がれてきた、ものづくりの精神が受け継がれています。



#### 優れた人材を供給する充実の教育機関

日立市内には工学系の教育機関として、茨城大学工学部、職業能力開発校、専門学校、工業高等学校があるほか、茨城キリスト教大学や普通科等高等学校があり、各分野に毎年優秀な卒業生を送り出しています。

大学	茨城大学工学部 (機械システム工学科、電気電子システム工学科、物質科学工学科、情報工学科、都市システム工学科)
職業能力開発校	日立市産業技術専門学校 (機械加工科、金属加工科)
専門学校	日立工業専修学校 (機械科、電気科、溶接科)
工業高等学校	日立工業高等学校 (機械科、電気科、情報電子科、工業科学科)
普通科等高等学校	日立第一高等学校、日立第二高等学校、多賀高等学校 日立商業高等学校、日立北高等学校、 明秀学園日立高等学校、茨城キリスト教学園高等学校



#### 企業の皆様の成長と未来をワンストップサービスでサポートします！

公益財団法人日立地区産業支援センター  
HITS (Hitachi Regional Technical Support Center)

日立地区産業支援センターは、国の特定産業集積活性化法の指定を受け、整備された地域産業の高度化を支援する中核的拠点施設です。

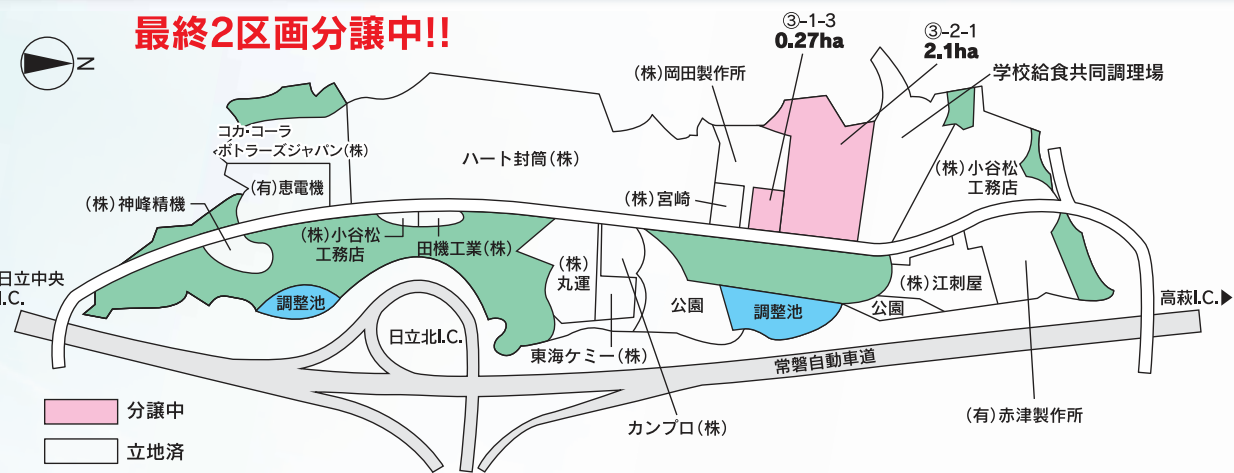
機械・金属系のものづくり産業の高度化を支援するための様々な機器の導入、企業向けの各種研修、ベンチャー企業などの事業立ち上げ支援(MCO)、首都圏での営業を可能にする東京サテライトオフィスの貸与(TSO)など、企業の皆様のニーズに合わせて幅広くサポートいたします。



HITS 検索



### 日立北部工業団地 ~日立北ICから5分の抜群のアクセス~



分譲区画	分譲面積			分譲価格
	宅地	緑地	小計	
③-1-3	約0.26ha 約770坪	約0.01ha 約50坪	約0.27ha 約820坪	44,100千円 (16,228円/m <sup>2</sup> 、53,649円/坪)
③-2-1	約1.6ha 約4,800坪	約0.5ha 約1,400坪	約2.1ha 約6,200坪	268,500千円 (13,013円/m <sup>2</sup> 、43,021円/坪)

#### 用地概要

事業主体	鹿島建設株式会社
面積	分譲面積計23,349㎡ (うち宅地18,403㎡)
所在地	茨城県日立市小木津町地内
道路	公道(幅員13m)
地目	宅地(分譲宅地)、雑種地(分譲緑地)
法規制	都市計画区域外/建築協定あり (建ぺい率:60%、容積率200%、工業地域に準じる)
供給処理	上水道:日立市営水道より(1,500ℓ/日) 汚水排水:日立・高萩広域下水道 雨水排水:敷地内処理・調整池へ放流 電力:東京電力 ガス:プロパンガス
指定地域	工場立地法に定める工業団地特例あり
立地可能業種	製造、加工、流通及びサービス業並びにこれらに類する業種



#### 交通アクセス

高速道路	常磐自動車道 日立北ICまで約1km
主要道路	国道6号まで約2km
鉄道	JR常磐線 小木津駅まで約1.5km
空港	茨城空港まで約75km、成田空港まで約130km、 羽田空港まで約165km
港湾	日立港区まで約19km、常陸那珂港区まで約30km

#### 茨城県日立市役所 産業経済部 産業立地推進課

TEL. 050-5528-5105(直通)/0294-22-3111(内線445)  
FAX. 0294-24-1713  
E-mail: sangyoritchi@city.hitachi.lg.jp  
HP: <https://www.city.hitachi.lg.jp/jigyoku/002/003/index.html>

スマートフォンからは



日立市 立地 検索

# ものづくりのひたち

## ~企業の未来を拓く街~



## 茨城県日立市 産業立地・優遇制度のご案内



### 日立市産業立地ガイド



# 日立市の紹介

## 1 魅力的なまち、日立

日立市は、関東平野の北端、茨城県の北東部に位置し、西に阿武隈山系が連なり、東は起伏に富んだ太平洋の海岸線を臨む、豊かな自然環境と穏やかな気候に恵まれた「四季折々の美しい自然を満喫できるまち」です。

<b>人口</b>	<b>生産年齢人口</b> (15歳~64歳人口)	<b>気候</b>
-----------	---------------------------	-----------

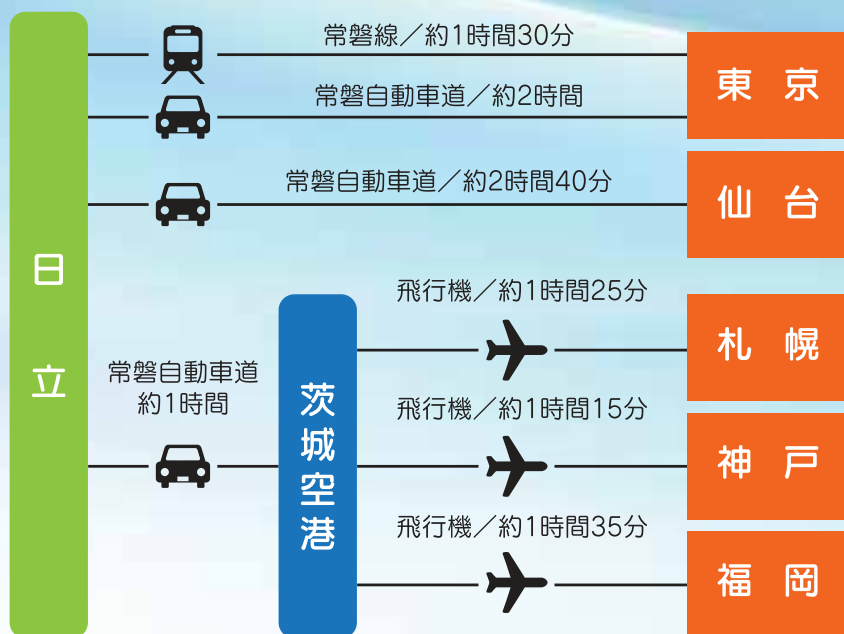
**174,639人**  
茨城県内第3位の人口です。  
令和2年4月1日現在

**101,625人**  
労働力が充実しています。  
令和2年4月1日現在

**平均気温 15.0℃**  
穏やかで過ごしやすい気候です。  
過去5年の平均気温



## 2 優良な交通アクセス



# 豊富なメニューで企業立地を応援しています!!

## 茨城産業再生特区(令和3年3月までの期間限定)

日立市内の復興産業集積区域(16区域)内において、業種等の要件を満たす事業者が設備投資や被災者雇用を行う際には、税制上の特例措置を受けられます。

### ○税制上の特例措置

①特別償却(37条) 税額控除	機械装置、建物などを取得した場合に、特別償却又は税額控除ができます。		選択適用	税額控除	
	特別償却	~R3.3		機械装置	~R3.3
	機械装置	34%		建物・構築物	10%
	建物・構築物	17%		機械装置	6%
※税額控除は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。					
②法人税特別控除(38条)	被災雇用者に対する <b>給与支給額の7%を税額控除</b> ができます。(指定を受けた日から5年間) ※税額控除は法人税額の20%が限度。				
③研究開発税制(39条)	研究開発用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除ができます。 研究開発用資産について <b>特別償却(34%)</b> + 研究開発用資産の償却費の <b>一部を税額控除</b>				

※「①特別償却税額控除(37条)」と「②法人税特別控除(38条)」は、毎年度いずれかを選択して適用することとなります。

### ○地方税の課税免除

①固定資産税	事業用の施設又は設備を新・増設した場合、土地・建物・償却資産にかかる <b>固定資産税が5年間課税免除</b> ※土地については、建築部分に限ります。
②法人事業税	新・増設した設備等に直接従事する従業員の割合に応じて、 <b>法人事業税が5年間課税軽減(75%)</b>
③不動産取得税	新・増設した建物及びその敷地である土地の取得にかかる <b>不動産取得税が課税軽減(75%)</b>

## 電気料金の補助(旧十王町を除く)

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(通称:F補助金)	事業所等の新・増設に伴い、電力契約の新規・増加契約をし、かつ雇用が3人以上増加した場合、契約電力及び支払い電気料金等に応じて算出された額の給付を <b>最大8年間</b> 受けることができます。 ※1 業種及び雇用の増加等の要件があります。 ※2 補助金の額は平均で電気料金の約40%となりますが、電力使用量や雇用人数により変動します。
原子力立地給付金	原子力発電施設等の周辺地域の住民・企業等に、年1回原子力立地給付金が交付されます。

## 本社機能移転促進制度

日立市において、本社機能の移転・増設を行う事業者は、国による課税の特例や市による奨励金の交付などの優遇措置を受けることができます。

### 1.本社機能とは

事務所	全社的な業務を行うもの又は複数の事業所に対する業務を行うもの
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	事業者による人事育成において重要な役割を担うもの

### 2.要件

- 本社機能の新増設、賃貸借、用途変更をし、整備が行われること。
- 本社機能において従業員が5人(中小企業者は2人)以上増加すること。

### 3.優遇措置

#### (1)国の優遇措置

事務所	拡充型	移転型(東京23区からの移転)
①オフィス減税	建物等: <b>特別償却15%又は税額控除4%</b>	建物等: <b>特別償却25%又は税額控除7%</b>
②雇用促進税制	1人あたり最大 <b>30万円</b> を税額控除	1人あたり最大 <b>50万円</b> に加え、さらに上乗せ <b>40万円</b> の税額控除を追加(上乗せ分は最大 <b>3年間</b> 継続)

※①オフィス減税と②雇用促進税制は、いずれかを選択して適用することとなります。ただし、②雇用促進税制の移転型における追加は①オフィス減税と併用可能

#### (2)市の優遇制度

事務所	概要	限度額
施設整備奨励金	土地、建物、償却資産等の <b>固定資産税相当額を3年間交付</b>	3億円(各年度1億円)
設備移設奨励金	本社機能移転等に伴う <b>設備等移設経費の50%を交付</b>	2,500万円
雇用創出奨励金	転入従業員及び新規雇用した市民1人につき <b>30万円を交付(雇用時40歳未満の従業員については3年度)</b>	2億1千万円(各年度3千万円)

## 日立市独自の支援制度

産業の活性化やまちのにぎわい、雇用の創出につながる産業立地を促進するため、工場等を新増設した事業者や、中心市街地に店舗やオフィスを開設する事業者を支援します。

### 1.工場等の新増設や設備投資に対する助成(立地促進奨励金)

対象者	新設、増設、設備取得を行う事業者(設備取得は中小企業者のみ)		
対象地域	準工業地域、工業地域、工業専用地域、工業団地等		
対象業種	製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電事業を除く)		
投資額要件	大企業3千万円以上、中小企業者1千万円以上		
補助内容	固定資産税相当額及び都市計画税相当額		
補助期間	区分	成長産業	左記以外
	新設	5年	5年
	増設	5年	3年
限度額	設備取得(中小企業者のみ)	3年	1年
限度額	1億円(各年度)		

### 2.店舗、オフィス開設に対する助成(店舗(オフィス)開設促進奨励金)

対象者	店舗(小売業、飲食業)、オフィスの新設、増設を行う事業者		
対象地域	日立、常陸多賀、大妻の各駅周辺(商業地域)、小木津、十王の各駅周辺(近隣商業地域) ※オフィス開設は各駅からおおむね半径1km以内		
投資額要件	1百万円以上		
雇用要件	オフィス開設の場合は、3人以上		
補助内容	固定資産税相当額及び都市計画税相当額(3年間) ※賃借によるオフィス開設の場合は、賃料の半額(1年間)及び改装費用の3分の1の額		
限度額	1千万円(各年度)		

### 3.新規雇用に対する奨励金(雇用促進奨励金)

上記1、2の要件に該当する事業者が、事業所の新増設や開設に伴い従業員を2人以上増やした場合、増加した従業員(日立市民)1人につき30万円(雇用時に40歳未満である従業員については3年間)交付。

### 4.まちなか空き店舗活用に対する助成(まちなか空き店舗活用事業補助金)

空き店舗又は空き家の一階部分を賃借又は取得し、小売業、飲食サービス業等を行う場合に必要となる経費の一部を助成します。

要件等	・常磐線各駅からおおむね半径1km以内にある店舗等 ・正午から午後1時を含む1日5時間以上、かつ週5日以上営業するものなど		
対象経費	・改装費用(市内に事務所のある事業者が改装する場合のみ) ・備品の購入費用		
補助金額	店舗面積	補助率	補助金の限度額
	30平方メートル以下 30平方メートル超え	1/3	50万円 100万円

### 5.立地後の補助メニューについて

日立市では、市内に立地した後も、下記のような補助メニューで企業の成長をサポートします。詳細、その他の補助メニューについてはお問い合わせください。

No.	名称	補助内容	補助率	上限額
1	教育研修・職業訓練支援事業補助金	従業員の教育研修と職業訓練	1/2	研修20万円 訓練20万円
2	販路開拓支援事業補助金	ECサイト等を通じた販路開拓	1/2	50万円
3	特許技術の取得推進事業補助金	国内特許の取得	1/2	30万円
4	競争力強化支援事業補助金	ISO等の規格・認証の取得	1/2	国際規格50万円 国内認証20万円
5	先端設備等導入促進支援事業補助金	先端設備等導入計画に基づく設備投資	1/2	50万円
6	技術革新推進事業補助金(事業推進型)	新製品・新サービスの開発	1/2	100万円
7	働きやすい環境づくり支援事業補助金	働きやすい職場環境の整備	1/2	75万円
8	UIJターン人材確保支援事業補助金	市外在住のUIJターン人材の雇用	1/2	50万円
9	働き方改革推進モデル企業奨励金	働き方改革に関する認定制度の取得	定額	20万円